

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年六月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇二〇二二二 (略) 二〇二二三 (略) 二〇二四 テセルパツレブ 二〇二五 (略)	一〇二〇二二二 (略) 二〇二二三 チサゲンレクルユーセル (新設) 二〇二四 リソカブタゲン マラルユーセル 二〇二五